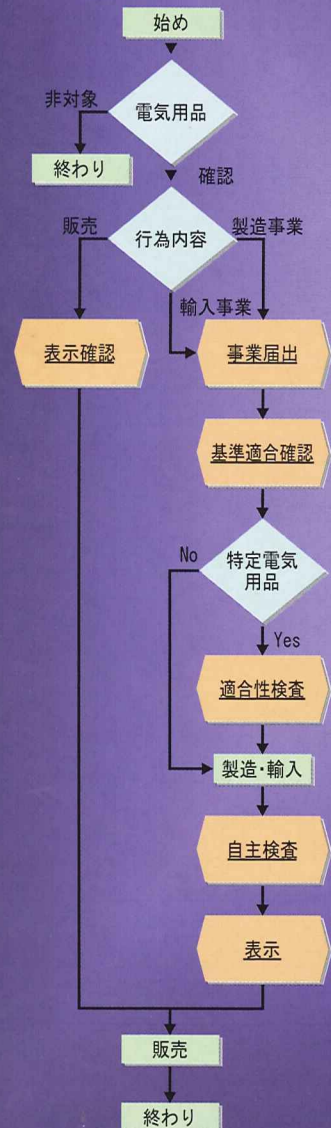


1. 電気用品の製造・輸入事業を行うには、届出等の手続が必要です！



電気用品安全法上、電気用品の製造又は輸入の事業を行うには、以下の手続等が必要です。

- ①事業届出(第3条)
- ②基準適合確認(注1)(第8条第1項)
- ③適合性検査(注2)(第9条第1項)
※特定電気用品(注3)の場合に限る。
- ④自主検査(第8条第2項)
- ⑤表示(第10条第1項)
- ⑥販売(第27条第1項)

(注1)基準適合確認
届出事業者は、届出に係る電気用品を製造、輸入する場合には、国が定める技術基準に適合させるようにしなければなりません。技術基準に適合しない電気用品は、販売(出荷)できません。

(注2)適合性検査
製造又は輸入を行う電気用品が特定電気用品である場合、登録検査機関の適合性検査を受け、かつ適合性証明書(注4)の交付を受け、これを保存しなければなりません。なお、これらは当該特定電気用品を販売するときまでに行う必要があります。

(注3)特定電気用品の確認
電気用品(450品目)には特定電気用品(112品目)と特定電気用品以外の電気用品(338品目)が指定されています。製造又は輸入する電気用品が特定電気用品(112品目)である場合、国に登録された検査機関で適合性検査を受検しなければなりません。

(詳細は、以下のHPを参照)

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/index.htm

<電気用品安全法 手続の流れ>

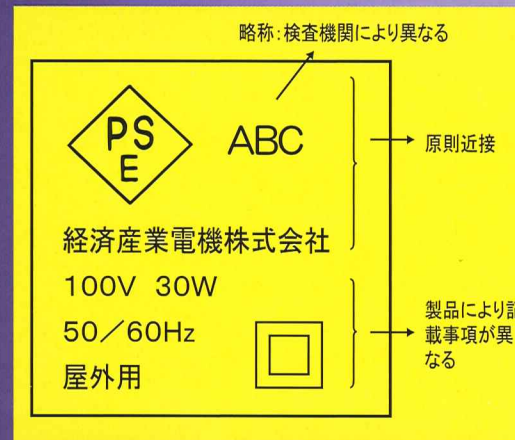
2. 電気用品を製造・輸入し、販売(出荷)するには、表示(PSEマーク等)が必要です！

電気用品安全法に基づき届出事業者が付さなければならない表示事項は以下のとおりです。

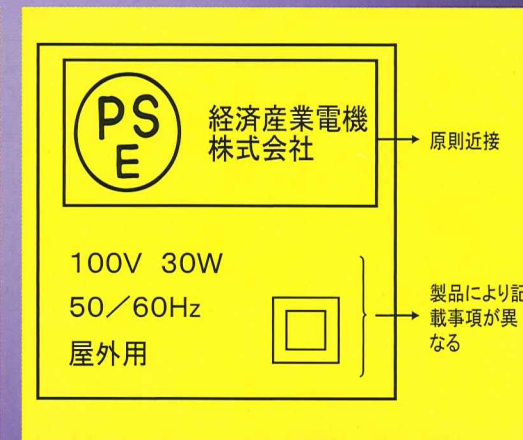
- ①記号(PSEマーク)
- ②届出事業者名(※)
- ③登録検査機関名称(特定電気用品の場合)
- ④定格電圧、定格電流等の諸元

(※)輸入事業者は、自己の名称を付す必要があり、海外の製造事業者名や他の輸入事業者名が付されていても無効です。

特定電気用品の表示例



特定電気用品以外の表示例



3. 違反には罰則等があります。

法令違反の場合、過去に販売した製品の回収を命じられるとともに、個人には最高1年以下の懲役刑・100万円以下の罰金刑、法人には最高1億円以下の罰金刑に処せられることがございます。

<< 届出・相談窓口 >>

【地方経済産業局】お近くの地方経済産業局でご相談等を受け付けております。

北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
電話 011-709-1792(直) 管轄 北海道

東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎
電話 022-215-9887(直) 管轄 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0409(直)
管轄 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
電話 052-951-0576(直) 管轄 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
電話 06-6966-6098(直)
管轄 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館
電話 082-224-5671(直) 管轄 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
① 〒760-8512 高松市番町1-10-6
電話 087-831-3240(直)
② 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
電話 087-811-8526(直)
※庁舎移転のため、①はH18.12.20までの、②はH18.12.21以降の連絡先。
管轄 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11
電話 092-482-5523(直)
管轄 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課
〒900-8530 那覇市前島2-21-7
電話 098-864-2321(直) 管轄 沖縄県

【本省】詳細については、ホームページをご参照いただくか、以下にご相談ください。

経済産業省(本省) 商務情報政策局 消費経済部 製品安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-4707(直)
管轄 工場や事務所等が複数の地方経済産業局の管轄内に存在する場合など
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/index.htm>

「電気用品安全法」のご紹介

電気用品を製造・輸入 される事業者の皆様へ

～消費者へ安全な電気用品を提供するために～



特定電気用品の表示



特定電気用品以外の表示

経済産業省